■由生相談会場・相談口

■中古怡談云场・怡談口			
	会 場	曜日	相談時間
	佐原税務署 ☎(54)1331 ※音声案内に続き[2] を押してください	月~金曜日	9時~17時
	市役所5階大会議室 ☎(50)1242		〈午前の部〉 8時30分〜 正午
	小見川市民センター 「いぶき館」 3階304研修室 ☎(82)1114		近午 (受付は11時 30分まで) 〈午後の部〉
	山田支所1階会議室 ☎(78)2113	月·水·金曜日 ※2月16日似、 3月15日似も相 談を行います	13時〜17時 (受付は16時 30分まで) ※正午から
	栗源市民センター 「さつき館」 2階201研修室 ☎(75)2113	火・木曜日	13時までは 受領のみ

【税務署で受け付けできる申告】

- ①平成27年分、平成27年分以外の確定申告
- ②申告期間前の還付申告、期限後の申告
- ③修正申告、更正の請求
- ④青色申告を選択している人、株や土地建物の譲 渡により収入がある人、消費税申告をする人の申告 ⑤作成済みの申告書受付
- ※震災による建物や家財などの被害を雑損控除す る人は税務署での申告相談をお勧めします

【市役所・各支所で受け付けできる申告】

- ○平成27年分の確定申告(上記②③④を除く)
- ○作成済みの申告書受付
- ○市県民税の申告(確定申告をする人は不要)

休日申告相談

- ■日時 2月28日(日) 8時30分~17時
- 市役所・小見川支所
- ※山田支所・栗源支所では行いませんのでご注 意ください

のような場合も忘れないで申告を

収入のなかった人

収入のなかった人や、遺族年金・遺族恩給のみを受 給していた人でも、国民健康保険税、後期高齢者医療 保険料が軽減される場合がありますので、市県民税申 告書を提出してください。平成28年1月1日現在、市 内に住んでいる人の扶養控除の対象となっている人な どは申告の必要はありません。

収入が公的年金のみの人

公的年金のみの所得者で、日本年金機構などへ提出 した「扶養親族等申告書」で申告した扶養親族以外に も扶養控除の対象となる親族がいる場合や、自分で納 付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料(口座 生命保険や地震保険などの支払いが る人は、その旨を申告することにより所得税、市県民 税が減額される場合があります。

香取市に住民登録のない人

平成28年1月1日現在、香取市に住民登録のない人 でも、実質上の生活の本拠地が香取市の人や、香取市 内に事務所や事業所または家屋を所有している人は、 市県民税の申告が必要です。

申告に必要なもの

■印鑑 (朱肉をつけるもの)

■収入がわかるもの

◇給与や年金の源泉徴収票

険などの控除証明書など(す ※年金を受け取っている人は の通帳など) の(納付書や引き落とし口座 料などの支払い額がわかるも べて原本) 生命保険・ ◇国民健康保険税、 個人年金・地震保 介護保険

売上額や仕入れ額、

経費など

◇農業や事業収入の場合は

を集計した資料

■控除するものがわかるもの

年金の源泉徴収票に記載され

ている場合があります

などの控え

◇国民年金の支払い証明書、

集計した領収書(原本) ■前年の申告書や収支内訳書 |還付が生じた際に必要|

医療機関などに支払った金額 受け取った額) をあらかじめ 保険や高額医療費制度などで や、補てんされた金額(生命 ||申告者の口座がわかるもの

◇医療費控除を受ける人は

固税務課 佐原税務署

国税庁ホームページで作成 署で申告してください。

要となりますので、佐原税務

た人は、譲渡所得の申告が必 建物などを譲渡または交換し

成できます。作成した申告書 確定申告書等作成コーナー 画面案内に従って金額な

自動計算され、所得税(復興 書や青色申告決算書などが作 特別所得税)・消費税の申告 どを入力すれば、税額などが

告会へ申し込みください 2月10日||水までに香取青色申 (一社) 香取青色申告会

閰

※ e - T a x を希望する人は 議所3階第3会議室 30分~15時30分 佐原商工会 センター「いぶき館」302 30分~15時30分 ◇3月7日月·8日火 小見川市民 9 時 9 時

研修室

後に退職した従業員がい を特別徴収として提出した 付します。給与支払報告書 年5月に税額決定通知を送 該当の事業主には平成28

なりました。 特別徴収を徹底することに の向上などの観点から、全 順守と給与所得者の利便性 ての事業主に個人住民税の

徴収税額の決定・変更通知 が平成28年度の給与所得等 合、それらを合算した内容 **先から給与所得がある場** 付することになります。 **先)を通して特別徴収で納** 「係る市民税・県民税特別 平成27年中に複数の勤務

還付申告する人

会場が大変混み合います。税 理士無料相談会や2月16日火 る場合、確定申告期間中は各 加など、所得税額が還付にな 医療費控除や扶養控除の追

からの佐原税務署確定申告書

25 (50) 1242

2 (54) 1331

作成会場を利用ください。

譲渡所得があった人

2月16日火~3月15日火

て、郵送などで提出できます。 のデータをプリントアウトし ■e - Taxなら

号カード」と「ICカードリー ※「電子証明書付の住民基本 台帳カード」または「個人番 ◇還付がスピーディー ◇添付書類の提出省略 ◇ホームページから送信

要な人や、平成27年中に土地

株式の譲渡により申告が必

ダライタ」が必要です ◇2月24日/k・25日/k ■日時・場所 **晉取青色申告会無料相談**

引きし、従業員(納税義務 毎月の給与から住民税を天 者)に代わって市に納入す 県内全域市町村では、法令 **る制度です。千葉県および** 事業主(給与支払者)が

個人住民税を特別徴収義務 口算した給与所得に対する /得がある場合、それらを 複数の勤務先からの給与

のある事業主(主たる勤務

主たる勤務先以外からの

過 税 務 課 (50) 1 2 4 2

平成28年度から個 (特別徴収) 住民税の給与 を徹底します

広報かとり 平成28年2月1日